

1. 基本方針

介護保険制度は多くの市民に浸透し、サービス事業者、利用者とも増加の一途をたどっている。一方で、全国的には、不正な介護給付費の請求や運営基準違反、さらには虚偽の申請により事業者指定を受けるなど悪質な事例も報告されており、介護保険制度に対する市民の信頼感を揺るがす事態となっている。

このため、市民が安心して介護サービスを利用することができるよう、「新潟市介護保険施設等指導要綱」（以下「指導要綱」という。）、「新潟市介護保険施設等監査要綱」に基づき、事業者に対する指導監督を実施し、介護サービス事業の適正な運営を確保し、より良いケアの実現を図っていく。

2. 重点事項

介護サービス事業者の育成・支援を目的として、重点事項を定め指導を実施する。

(1) 適切な利用者サービスの確保

ア 高齢者虐待や身体拘束についての認識を十分に持ち、防止や廃止に向けた取り組みがなされているか。

イ 利用者の生活支援のためのアセスメントとサービス計画の作成が適切に行われ、個別ケアの推進により、日常の生活場面において、個々の利用者の尊厳を支えるケアを提供しているか。

ウ 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施しているか。

エ 利用者へのサービス提供において、事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。

(2) 適正な事業運営及び報酬請求

ア 各種加算等について、介護報酬算定に関する告示等を適切に理解した上で、必要な体制が確保され、適正に請求されているか。

イ 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の員数、資格を満たしているか。

ウ 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか。

エ 報酬加算単価の新規創設及び見直しに係る算定要件に適合しているか。

3. 指導

(1) 集団指導

指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨・目的の周知、適正な介護報酬請求事務指導など、制度管理の適正化を図るため、講習会形式で行う。

なお、必要に応じて県と共催するなど、連携を図る。

(2) 実地指導

「サービスの質の確保と向上」「高齢者の尊厳の保持」及び「適正な介護報酬請求」について、個別の介護サービス事業所において、関係書類及び関係者のヒアリングを基に、実地にて指導を行う。

(3) 自己点検票による指導

原則として、保険医療機関又は保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所又は薬局が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションの指定居宅サービス事業者並びに介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防通所リハビリテーションの指定介護予防サービス事業者（以下、「医療みなし事業者等」という。）を除いた全てのサービス事業者等に対し、指定の有効期間（6年）内に1回以上は自己点検票による指導を行う。ただし、指定の有効期間内に1回以上実地指導又は監査を実施したサービス事業者等は対象外とする。

なお、自己点検票の内容確認の結果、基準上の問題点又は疑義が認められる事業所等に対しては、実地指導若しくは監査を実施する。

4. 実地指導対象事業所の実施基準等

(1) 原則として、医療みなし事業者等を除き、次に掲げるサービス事業者等に対しては、指定の有効期間内に1回以上は実施するよう選定する。

ア 指導要綱第1条第1号に規定されたサービス事業者のうち、訪問介護及び通所介護の指定居宅サービス事業者

イ 指導要綱第1条第3号から第6号まで及び第9号から第11号までに規定されたサービス事業者等

ウ 第1条第8号に規定されたサービス事業者のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定介護予防サービス事業者

(2) 上記(1)以外の事業所及び施設に対しては、必要に応じて実施する。

(3) 対象事業所の選定に当たっては、次の優先順位を勘案する。ただし、選定された事業所に併設する事業所は次の優先順位に関わらず同時実施する。

第1順位 懸案事業所

過去の指導結果、苦情・通報、介護保険課・高齢者支援課からの情報提供、その他各種情報等が寄せられた事業所で下記事項などが把握されたもの

- ・リスク管理が不十分
 事故・苦情が多い，同種の事故等多発，対応及び事後処理が不十分
- ・人員体制が不十分
 恒常的な人員不足，人員基準欠如減算の適用
- ・管理運営体制が不十分
 研修実施不足，管理者の意識が低い
- ・指摘事項改善状況が不十分
- ・身体拘束廃止への取り組みが不十分

第2順位 指導未実施事業所のうち，新規事業所，集団指導を欠席した事業所，各種住宅併設型の事業所

第3順位 指導未実施事業所のうち，第2順位以外の事業所

第4順位 前回指導時からの経過期間が長い事業所

5. 監査

(1) 苦情・通報等による監査

- ア 苦情・通報の内容が「悪質な運営基準違反が疑われるもの」，「不正請求が疑われるもの」などに該当する場合は，監査を機動的に実施する。
- イ 監査は介護保険施設等にかかる通報・告発苦情等への対応方針（標準的対応）を参考に，機動的に対応・処理する。
- ウ 苦情・通報等であっても，軽微なもの，曖昧なものについては，実地指導で対応する。